

○厚生労働省告示第三百九十四号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第三項の規定により、その名称、住所又は試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年六月二十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

一 登録番号 一

ア 名称

変更前 財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

変更後 一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

変更の日 平成二十四年四月一日

二 登録番号 七

ア 名称

変更前 社団法人栃木県薬剤師会

変更後 一般社団法人栃木県薬剤師会

変更の日 平成二十四年四月一日

三 登録番号 一二

ア 名称

変更前 社団法人日本薬業貿易協会

変更後 一般社団法人日本薬業貿易協会

変更の日 平成二十四年四月一日

四 登録番号 一七

ア 名称

変更前 財団法人新潟県環境衛生研究所

変更後 一般財団法人新潟県環境衛生研究所

変更の日 平成二十四年四月一日

五 登録番号 二〇

ア 名称

変更前 財団法人北陸公衆衛生研究所

変更後 一般財団法人北陸公衆衛生研究所

変更の日 平成二十四年四月一日

六 登録番号 四三

ア 住所

変更前 熊本県熊本市萩原町十番六号

変更後 熊本県熊本市中央区萩原町十番六号

変更の日 平成二十四年四月一日

イ 試験検査を行う事業所の所在地

変更前 熊本県熊本市本荘三丁目二番十九号

変更後 熊本県熊本市中央区本荘三丁目二番十九号

変更の日 平成二十四年四月一日

七 登録番号 四九

ア 名称

変更前 財団法人静岡県生活科学検査センター

変更後 一般財団法人静岡県生活科学検査センター

変更の日 平成二十四年四月一日

八 登録番号 五二

ア 名称

変更前 社団法人大分県薬剤師会

変更後 公益社団法人大分県薬剤師会

変更の日 平成二十四年四月一日

九 登録番号 五三

ア 名称

変更前 財団法人岐阜県公衆衛生検査センター

変更後 一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター

変更の日 平成二十四年四月一日

十 登録番号 五四

ア 名称

変更前 社団法人群馬県薬剤師会

変更後 一般社団法人群馬県薬剤師会

変更の日 平成二十四年四月一日

十一 登録番号 七二

ア 名称

変更前 社団法人徳島県薬剤師会

変更後 一般社団法人徳島県薬剤師会

変更の日 平成二十四年四月一日

イ 住所

変更前 徳島県徳島市中洲町一丁目五十八番地

変更後 徳島県徳島市中洲町一丁目五十八番地一

変更の日 平成十四年三月二十六日

ウ 試験検査を行う事業所の所在地

変更前 徳島県徳島市中洲町一丁目五十八番地

変更後 徳島県徳島市中洲町一丁目五十八番地一

変更の日 平成十四年三月二十六日

十二 登録番号 八七

ア 名称

変更前 社団法人北九州市薬剤師会

変更後 公益社団法人北九州市薬剤師会

変更の日 平成二十四年四月一日

十三 登録番号 九二

ア 名称

変更前 社団法人日本薬業貿易協会

変更後 一般社団法人日本薬業貿易協会

変更の日 平成二十四年四月一日

十四 登録番号 一七五

ア 名称

変更前 財団法人食品分析開発センター | S U N A T E C

変更後 一般財団法人食品分析開発センター | S U N A T E C

変更の日 平成二十四年四月一日